

用語としての「客観報道」の成立

The Foundation of "Objective Reporting" as Terms

中 正 樹*

Masaki NAKA*

要約:「客観報道」という用語は、ジャーナリズムの理念の一つとして重要視されている。同時に、この用語は、ジャーナリズム批判の文脈からも重要視されてきた。しかしながら、この用語の歴史は思いのほか浅い。その成立過程を追うと、もともとは戦後GHQによって発令されたプレス・コードを端緒として、それに日本独自のニュアンスを加えて成立した用語であるということができる。本稿では、「客観報道」が用語として成立するまでの過程を、戦前から戦後に至るまでのジャーナリズム言説の検討を通じて明らかにすることを試みた。

1. はじめに

1-1 「客観報道」とは何か

現在、「客観報道」(objective reporting)はジャーナリズムの基本的な理念の一つとされている。この用語は、一般的には「ニュースの報道にジャーナリストの主観、意見を入れないこと」と定義されている(原寿雄1997:144)。そして、より具体的には「主観報道に対するものであり、報道のあり方が歴史的、社会的に制約された報道主体(記者)に固有な関心や意見、評価などから独立している」ことであると定義されている(門奈直樹1993:267)。これらは、「報道する主体」が客観的であることを求めているといえる。

しかしながら、「客観報道」をジャーナリズム研究の用語として捉えたとき、いま示したような定義のみでは不十分となる。なぜなら、ジャーナリズム研究及びジャーナリストの間では、「客観報道」はそれ以外の視点から

*早稲田大学人間総合研究センター客員研究員

も語られているからである。そうした視点は、大きく分けて以下の4つにまとめられる¹⁾。

- ① 「客観報道」を「報道する主体」が客観的である報道として捉える視点。
- ② 「客観報道」を「報道する内容」が客観的である報道として捉える視点。
- ③ 「客観報道」を「不偏不党」をはじめとする日本的なジャーナリズムの理念と同一視する視点。
- ④ 「客観報道」を「署名記事」をはじめとする欧米的なジャーナリズムの理念と同一視する視点。

このような視点の相違は、必然的に定義の相違を生む。しかしながら、「客観報道」がジャーナリズム研究——多くの場合それはジャーナリズム「批判」研究である——によって取り上げられるとき、そうした定義の相違に対して注意が払われることは少ない。お互いの「客観報道」に対する解釈が似て非なるものであるにもかかわらず、「客観報道」を既存の用語として語ることによって、「客観報道」は結果としてジャーナリズム研究において曖昧な定義として存在するに至っている。

1-2 ジャーナリズム研究における「客観報道」の位置づけ

日本におけるジャーナリズム研究の流れを概観した門奈直樹は、その主流である批判研究の系譜に注目し、批判研究には4つの研究テーマが存在してきたと指摘した(門奈1990:10)。

4つの研究テーマとは、①ニュース報道のあり方、②その延長でのファクト・ジャーナリズムの問題、③取材方法をめぐっての発表ジャーナリズム、④以上をふまえての主観報道と客観報道の問題である。ここで「客観報道」は①から③という諸問題をふまえた総合的な問題として把握され

ており、日本のジャーナリズム研究において重要なテーマであることが示唆されている。

このように、「客観報道」は日本のジャーナリズム研究の主流、すなわちジャーナリズム批判の立場から盛んに取り上げられてきたが、「客観報道」そのものについてはほとんど言及されてこなかった。その理由としては、日本のジャーナリズム研究の現状をあげることができるだろう。

1-3 定義の揺らぎと現状

鶴木眞は日本のジャーナリズム研究の現状について次のように述べている。

ジャーナリズム研究を志す人が、書店に入り関連する書物を手にした時、おそらく当惑するに違いない。なぜなら、テキストの類を除けば、そこに陳列されている書物の大部分は、たとえそれが優れた論を展開するものであっても、ジャーナリズム批判に終始するものだからである。社会科学の書棚のなかで、そのコーナーは異質な雰囲気を漂わせている。ジャーナリストやジャーナリズム組織・業界が問題を起こすたびに、それを解説し、批判することにとどまる書物が「ジャーナリズム論」として幅を利かせている。既存のイデオロギーや理論を体系的に整理し、そのなかから独自のモデルや仮説を提示し、それにもとづいてジャーナリズムの分析を試みるという研究書は、ごく少数に限られている（鶴木 1999:i）。

この鶴木の文章は、日本のジャーナリズム研究の現状を如実に表している。日本においては、ジャーナリズム批判は存在しても、ジャーナリズム論、またはジャーナリズム研究は未成熟なままであり続けてきた。そして、「客観報道」に関する研究も例外ではない。

「客観報道」をキーワードとしたジャーナリズム批判の論調は、大きく2つに分けられる。1つは「客観報道の実践が足りない」というものである。そしてもう1つは、「客観報道の実践は不可能だ」というものである。とく

に後者の主張は、ジャーナリズム批判を中心に行ってきた日本のジャーナリズム研究において多くみられる。

しかしながら、ではどうすれば良いのかということについてまで言及している研究はほとんどない。したがって、そこで提起された「客観報道」の問題点は何ら解決されないまま時は過ぎ、それにまつわる問題が再び生じたとき、また同じような議論が繰り返されることになる。

そして、「客観報道」をめぐる議論を更に非生産的なものに行っているのは、先述したように「客観報道」に対する視点が複数存在しているにもかかわらず、そのことに対する無自覚さに起因する「客観報道」の定義の曖昧さである。議論の対象でありながら、その定義の相違については言及されることなく、「客観報道」は論じられてきた。

1-4 「客観報道」成立の過程を検討する意義

こうした状況に対して疑念を持った研究者がいなかったわけではない。例えば、江藤文夫は「主観報道か客観報道かの繰り返されてきた論議は、その主観性・客観性の“定義”を経ぬままにおこなわれ、その論議を不毛にした」と指摘している(江藤 1988: 257)。また、伊藤高史も「非常に奇妙なことに、客観報道についていろいろ議論されているようなことはあっても、『客観報道』という言葉の定義をしていないというような場合があり、定義らしいものが与えられているとしても、不十分な場合が多いのである」と述べている(伊藤 1999: 38)。しかしながら、このような状況を解決する手段については今まで言及されてこなかった。

本稿では「客観報道」を研究対象として解釈するためには、その定義の明確化を試みる必要があるという視点のもと、そうした作業の前提として「客観報道」という用語の成立状況に注目し、考察を試みる。具体的には、「客観報道」が研究対象として成立した 1980 年代までの、ジャーナリストやジャーナリズム研究者によって書かれたテキストの概観を通じ

て、用語としての「客観報道」の成立について言及する。

用語として成立する過程には、それまで「客観的な」報道として語られていたこのジャーナリズムの理念が、既定の内容を持つ用語として成立するに至った理由が存在しているはずである。現在論じられている「客観報道」をめぐる解釈に類似した思考は、歴史を遡ればどこまでもさかのぼれるであろう。それ故に、ジャーナリズムにおける「客観報道」的思考の成立について検証することは非常に困難であるし、その成立の要因を明らかにすることはほぼ不可能であるといつて良い。

しかし、用語としての「客観報道」の成立の状況については、ある程度考察できるように思われる。なぜならば、「客観」と「報道」というこの2つの名詞を組み合わせた用語は、もともとは日本に存在していなかったからであり、その用語があらわれる時期を限定することは可能であると思われるからである。

その用語の成立状況をめぐる言説を検討することは、とりもなおさず、この用語を日本のジャーナリズム研究が研究対象として認知した過程をも検討することである。また、そのバックグラウンドとして存在する日本のジャーナリズム理念の根本に関する考察へとつながるだろう。

2. 用語としての「客観報道」が成立するまで

2-1 戦前の「客観報道」の言説

戦前の代表的ジャーナリストの1人である杉村楚人冠は、「以前議論一方（Argument）であったものが、今日次第に注解（Comment）となつてきて、意見の根拠を筆者の主観にのみ求めずして客観の事実におくに至ったことは、その変化の著しい点である」と述べ、「客観の事実」が重視されつつある状況を指摘した（杉村 1915=1970：170）。

また、同じく戦前の代表的ジャーナリストの1人である長谷川如是閑

は、「新聞の記事や論説を通して現はれる意識に、記者個人のそれが全く現はれないやうにといふ努力の払はれてゐることは、新聞が個人意識でなしに、社会的意識の客観性を具象すればするほど優良のものであるといふ性質上当然のことであるが、然し、その努力は絶対には成功しない。新聞は記事にしる論説にしる、記者自身の筆になるものであるから、如何に客観性をそれに与へやうとしても、ある程度でその記者自身の意識が表現される」と述べた(長谷川 1929=1990: 78-79)。

彼等は「報道する主体」と「報道する内容」に客観が関与すべきであるとしている。けれども、現在我々が想定している「客観」と当時の人々が想定する「客観」の間にはかなりの相違があることを忘れてはなるまい。

また、報道は主観的なものでしかありえず、決して客観的ではありえないという認識が当時既に存在していたことを彼等の文章は示唆している。

戦前から戦後にかけての日本のジャーナリズム研究を概観したとき、ドイツ新聞学の強い影響が指摘できる。そこでは報道は「現実的事實の傳達」として理解されている。このとき、基本的に客観は「現実」を構成する一要素として把握されていた(小野 1947: 254)。

しかしながら、ナチスドイツのプロパガンダの理論として発達してきたドイツ新聞学は、第二次世界大戦後、急速にその影響力を失うことになる。

そして、現在のジャーナリズムにおける「客観報道」の定義につながる考えは、敗戦後に連合国によって発令されたプレス・コードがそのもとになっていると考えられる。

2-2 日本の敗戦とジャーナリズムの再生

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾して降伏し、連合国、実際にはアメリカの占領下におかれた。西ドイツでは、SHAEF (Supreme Headquarters Allied Expeditionary Forces, 連合国派遣軍総司令部) が、ナチス時代の新聞、ラジオ、その他の情報機関すべてに活動を禁止し、協力したジャーナリストや経営者達にはマス・メディア事業への参加すら禁じると

いう戦後処理方針が行われていた。しかし、GHQ (General Headquarters, 連合国軍総司令部) は、西ドイツの場合とは異なり、日本では新聞をはじめとするジャーナリズムが引き続き存続することを認めた。

占領前の段階では、アメリカはドイツ同様の戦後処理方針を検討していた。しかし、ポツダム宣言後、その方針は直接軍政を行わず、日本政府を通じて間接的に管理する方式に変更された。ドイツの場合、ドイツ政府そのものが解体され、米英仏ソによる4大国分割占領下におかれたのに対し、日本の場合はアメリカ主導による占領であったことがこの方針の変更には影響していると思われる。

1947年5月3日には新憲法が公布され、その第21条には「①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」という言論表現の自由の保障が規定された。日本のジャーナリズムは敗戦することによって、戦前、戦中には得られなかった報道の自由を皮肉にも得たのである。

報道の自由に対して、日本のジャーナリズムが何もしてこなかったわけではない。桐生悠々をはじめとする反骨のジャーナリストたちの活動を忘れてはいけないだろう²⁾。しかしながら、多くのジャーナリズムは政府の方針に迎合し、個人主義や自由主義といった報道の自由を唱えるジャーナリズムに対しては批判を加えた³⁾。場合によっては、「皇道哲学」にまで昇華した考えすら現れた⁴⁾。こうしたジャーナリズムが、戦争を抑止するどころかそれを推進したことはいうまでもない。したがって日本のジャーナリズムは、日本が敗戦することでようやく報道の自由を獲得し、その本来の機能である批判を政府に向けて (GHQ との関係は別として) おこなうことが可能になったといえるだろう。

GHQ は日本に設立まもない1945年9月1日、4カ条からなる報道取締要領を発した。その第1条が「真実に反したまたは公安を害すべき事項を掲載せざること」だった。

続いて9月10日には、「言論及新聞の自由に関する覚書」が発せられた。全5カ条のうち、第1条では「日本帝国政府は新聞、ラジオ放送又はその他の出版物に依り、真実に符合せず若くは公安を害するニュースの電波を防止する為め必要なる命令を発することを要する」と要求している。そして第五条で「最高司令官は真実と符合せず、若くは公安を害する如き報道をなす出版物、若くは放送局に対し発行停止又は業務停止を命ずる」と取締規定を明示している。

この「真実に符合したニュース」という考え方は、GHQのニュース観の特徴である。9月19日に発せられた「日本に与うる新聞遵則」、いわゆる「プレス・コード」でも、その第1項で、「ニュースは厳格に真実に符合しなければならぬ」としている。9月22日に発せられたラジオ・コードの第1項も、「報道放送は嚴重真実に即応せざるべからず」である。

このようにして、現在の「客観報道」につながる考えは、GHQによって戦後のジャーナリズムに導入された。プレス・コードやラジオ・コードは、「客観報道」という表現を含んでいるわけではない。しかし、これらのコードはニュース報道におけるこの理念の性質をGHQという政治的権威のもとで日本のジャーナリズムに導入するきっかけとなり、現在の「客観報道」につながる考えが成立する要因となった。

GHQはジャーナリズムを占領の円滑化に利用する方針を取る一方、次々に指令を出して従来の言論規制法令の撤廃を命じて言論の自由化を図った。また、戦時中の言論界幹部を公職から追放した。その結果、戦後ジャーナリズム指導者の顔ぶれは一新されることになった。

こうしたGHQの方針を受け入れた日本の新聞界は、1946年7月23日、経営者団体として社団法人・日本新聞協会を結成し、結成と同時に「新聞倫理綱領」を制定した。その「第2報道、評論の限界」において、5カ条からなる、現在の「客観報道」の一般的な定義につながる考えが提示されている。その最初の項目では、「報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである」という規定が据えられている。また、その他の項目では、

ニュースから記者の主観や宣伝目的の排除が要請されている。この考えは、全米新聞編集者協会（ASNE＝American Society of Newspaper Editors）の「倫理規範（Canons of Journalism）」が「ニュースの報道はいかなる種類の意見もしくは偏見からも自由でなければならない」と述べたのを踏襲したものであるとされている⁵⁾。

1950年に作成された放送法では、その第44条第3項で放送番組に際しての倫理的要請を4つ定めている。その3番目として、「報道は事実を曲げないですること」という1項が入っている。実際の状況はともかく、「客観報道」的な考えがジャーナリズム再生の象徴であったことを確認できる。

このように、日本のジャーナリズムにおける「客観報道」的な考えは、きわめて歴史的に導入された。戦前及び戦中の日本のジャーナリズムは当時の支配権力に迎合し追従し、戦争末期の「大本営」ニュースに象徴されるような虚偽の報道を行い、国民総動員や本土決戦などへ向けての世論操作の道具になっていた。こうした歴史的事実に対する告発や糾弾が、「客観報道」的な考えを日本のジャーナリズムが受け入れる土壌となっていたであろうことは容易に想像できる。

しかし、この理念はすぐさま日本のジャーナリズムに定着したわけではなかった。なぜなら、この理念がその意味を持つのはジャーナリズムが自由であるという条件が必要であるにも関わらず、日本のジャーナリズムは様々な制約や統制のもとに存在している占領下のジャーナリズムであったからである。

そうした現実を象徴するがごとく、「客観報道」的な考えの導入を要請したGHQ自身が、その報道がGHQの意向に添うものである限りという制約をジャーナリズムに対して提示するという矛盾をみせている。

敗戦によって日本のジャーナリズムは完全な自由を得たわけではなかった。それまで日本政府にとって統制されていたジャーナリズムは、今度はGHQの占領政策によって統制されることになった。プレス・コードやラジオ・コードは自由な報道を保障したが、それはGHQの方針を妨害しな

いという条件付きであった。そのため、「客観報道」的な考えはまだ条件付きの理念に過ぎなかった。

GHQは、報道する内容の事前検閲を行った。GHQの検閲は一般国民にはわからない形で、非常に巧妙に、そして徹底的に行われた。戦後3年が経過していた1948年頃でも、GHQの検閲人員は370余名、日本人の囑託5,700余名という膨大な数で構成されていた。こうした大規模な検閲機関によって、新聞や通信社の紙面化される予定の一切の記事がチェックされた。その数は、新聞記事だけで一日約5,000本以上にのぼっていたという。

検閲の結果、パスせず、保留されたり、一部削除されたり、不許可で処分された、いわゆる「事故ゲラ」は正確な数字はないが、全体の約5~10%を占めていた。

検閲の具体的な方法としては、戦前の日本の検閲のように、〇〇とか××とかの伏せ字や空白によって、明らかに検閲や削除が行われたことがその読者にわかるようなやり方をGHQは禁じた。別の言葉に言い換えさせ、あるいは文章を全て書き換えさせることによって、検閲をしたことがわからない方法をとったのである。

戦前、戦中を通して行われたジャーナリズムに対する厳しい言論統制は、一転してGHQによる「アメリカは言論の自由を保証する」という方針のもと、自由な報道へと変化したようにみえた。しかし、現実には前述のように、きわめて巧妙かつ徹底的に検閲が行われていた。このような観点から判断したとき、日本のジャーナリズムは、極めて戦略的な目的を与えられて再生したといえることができる。その目的のために必要とされたのが、「客観報道」的な考えにもとづく自由で民主的なジャーナリズムのイメージであった。

「客観報道」主義の採用によってもたらされた戦後のジャーナリズムに対する人々の期待は、GHQの方針によって検閲された情報に対する信頼性を著しく増したはずである。その結果、占領政策がスムーズに実行される条件が準備されたと考えることも可能であろう。

検閲は、日本の非軍事化及び民主化をはかるというポツダム宣言に謳われていた占領目的達成の消極的手段としても行われた。超国家主義や軍国主義を肯定した記述、あるいは封建的、非民主主義的な表現が検閲で排除されたのはそのためである。しかし、主な目的は、やはりGHQの安全を害し不利益を招く記事を排除し、占領政策をスムーズに実行する条件を整えることであった。

GHQが日本のジャーナリズムに対して与えていた戦略的な目的は、労働争議に対するGHQの対応、及びその後のレッド・ページについて検討することによって、より明確に理解できる。

GHQの事前検閲も、1947年8月にはラジオ、同11月には雑誌、1948年7月には新聞においてそれぞれ廃止され、事後検閲となった。そして、その事後検閲も1949年10月から、ラジオも同月から廃止された。それによってプレス・コードやラジオ・コードによるGHQによる言論統制そのものがなくなったわけでは決してなかったが、日本のジャーナリズムは少しずつその活動の範囲を広げつつあった。

2-3 戦後の「客観報道」的言説

プレス・コードは、新聞倫理綱領のみならず、ジャーナリストにも大きな影響を与えた。とくに「報道と論説を明確に区別することが客観的である」という視点は注目された。

それは、清水幾太郎が「かたくこの方向を信ずるところに、言うまでもなく、アメリカのジャーナリズムの特色がある。すなわちニュースと社説とは明瞭に區別され、しかもこの區別はどこまでも貫徹され實行され得ると信ぜられている」（清水1949：29）と述べていることからみとれる。

そのような前提のもと、清水は新聞の役割を「時事的諸問題の報道及び解説」であるとして「前者は客観的なもの、後者は否應なく若干の主観的要素を含む」と指摘した。そして「客観的中立性」について「論説が主観的要素を主とするならば、報道の精神は客観性にあると言わねばならぬ。

報道を本位とする以上は、あくまで主観的要素の介入を回避し、極力これを洗い去って行く必要がある」(清水 1949 : 29) と述べている。

同様に、土屋清は「報道は事實の客観的傳達を目的としているから、できるだけ新聞の主観が入らないようにすべきであり、従つて讀者は判断の素材を與えられるだけで、別にニュースを指導されることはないわけである。これに對し論説は最初から新聞の意見の表現であり、讀者に自己の見解を述べることを目的とするから、大いに主観的であり、その指導性も強い。その意味では報道と論説とは客観的報道と主観的批判という對立的存在であつて、なんら共通點はない」(土屋 1949 : 12-13) と述べている。

彼等の主張にみられる「報道と論説を明確に區別すること」は現在でも「客観報道」を語るとき取り上げられる要素である。

このように、戦後しばらくの間、戦争に協力した「報道する主体」に対する批判から客観は論じられてきた。そこでは、本質的には「報道する内容」の客観についてはほとんど触れられていない。そうした傾向は、その後も継続した。

例えば、1954年に毎日新聞社が自ら編集して出版した『新聞』の中では「ニュースの記録に多少の主観が入り込むことは普通であるけれども、それにもかかわらず、新聞の良心は必死に努力して客観的に正確な、妥当な記録たらしめるようにしなければならない。あるいは客観的にみて読者に価値あるニュースであるようなものを選ばねばならない」(毎日新聞社編 1954 : 181) と述べられている。

こうした考え方は、「報道する主体」が客観的でありさえすれば、「報道する内容」である記事も自ずと客観的になるというジャーナリストに対する信頼が根底にあるように思われる。

3. 用語としての「客観報道」の成立

3-1 用語としての「客観報道」の成立

1960年代後半になると、それまでアメリカのジャーナリズムにおける原則を重視した視点から、日本独自の視点、すなわち「不偏不党」の概念を用いて「客観報道」的思考を語る言説が多くみられるようになる。

例えば、千葉雄次郎は「現在日本の商業新聞は（中略）だいたい不偏不党で、そういう意味では公正な、客観的な報道をしているとっていい」と述べた上で、「客観的というのは、どこで何が起こった、だれがどういったということをニュースの入るままに、そのまま報道することである」（千葉1972：48-51）と主張した。

ここでは、日本にもともと存在していた「不偏不党」という概念と「客観報道」的な考えが同じ意味合いで述べられていることがわかる。

そしてこの頃から「客観的な報道」は、「客観報道」として語られるようになる。ジャーナリズム用語としての「客観報道」の成立である。

毎日新聞代表取締役（当時）の田中香苗は、1968年の新聞大会における座談会において、「客観報道」の基準として自由・責任・公正・気品等を取り上げた。そして、その中で最も重要なのは公正であるとして「日本の新聞は、その長い発達史の中で、“不偏不党”“中道主義”という共通の原則を生み出した。これが“公正”の原則であり、“客観報道”の原理ともなっていることはご存じのとおりである」と述べた。

田中の意見を三段論法で整理するならば、①「客観報道」の原理は公正の原則がその中で最も重要な位置を占めている、②公正の原則は「不偏不党」（または中道主義）という原則を意味している、③故に「不偏不党」は「客観報道」の原理を構成する有力な原則である、ということになる。

すなわち、「客観報道」は、「不偏不党（または中道主義）」あってこそ可能なジャーナリズムの理念として語られている。

3-2 ジャーナリズム批判と「客観報道」

このように、1960年代から1970年代にかけて用語として現れた「客観報道」ではあるが、それは同時にジャーナリズム批判の要素として認識されることでもあった。多くの場合、用語としての「客観報道」は、その不可能性という観点から、ジャーナリズムを批判する言説の中で用いられた。

「客観報道」はイギリスの犯罪報道をその端緒に持つという(村上直之1995)。それはジャーナリズムの規範や倫理の向上という職業的見地と、その政治的中立性が可能にする大量の読者の獲得という商業的見地、主にこの2つの見地から新聞に導入されて発達したとされる。しかしながら、ジャーナリズムが発展するにつれて、「客観報道」は矛盾をはらんだものとして理解されるようになった。アメリカでは既に1947年にはプレス自由委員会(Press Freedom Committee)によって、「事実を忠実に報道するだけではもはや十分ではなく、事実についての真相を報道することが必要となっている」と一般報告によって指摘されている。

その後、1960年代から1970年代にかけてのベトナム戦争報道において更にそうした矛盾は問題化し、アドボカシー・ジャーナリズムやニュー・ジャーナリズムの発達を促した。また、それらの発達は同時に「客観報道」を考え直す契機ともなった。その結果、「客観報道」は「客観主義は、新聞やテレビから主観的な意見や政治的な主張をなくしてしまおうというのではない。ストレートのニュース報道と意見の表明をはっきり区分して、ニュースのなかに主観的な要素が入り込むのを防ごうというのがその狙い」(藤田博司1996: 107-108)として再認識されたのである。

こうした流れを汲んで、用語としての「客観報道」はその成立と時を同じくして批判の対象として言及されることになった。しかしながら、日本においてはアメリカのように「報道の内容」である記事以上に、「報道の主体」であるジャーナリストの理念として「客観報道」は語られ、そして批判されている。

「客観報道」が批判の対象として言及されている文章としては、例えば新

井直之による次のような文章をあげることができる。「主観的とは、自らの固定的、もしくは先入的な現実像を持って現実を認識するということである」と述べたうえで、「『客観報道』とは、主観的な報道を排するという意味では理解し得るが、本来的に『客観的な報道』というのは形容矛盾なのである（中略）『客観報道』とは、主体による認識→主体による表現、と相反する疑似報道である」（新井 1972 : 235-236）と辛辣に指摘している。

同様の意見は他にも多く見られる。林三郎は「新聞の報道は、事実をそのまま、客観的に伝えることとされているが、事実を客観的に伝えることは、人間には不可能である。まして新聞は、初めから終わりまで、新聞記者の主観が動かなければ、製作できない商品である」（林 1978 : 61-62）と述べている。

また小林信司は「『客観報道』ということがこんにち新聞報道の原則となっております。これはニュースの報道には新聞記者が勝手に主観をまじえたり、感情や偏見、あるいはイデオロギー的な見方で扱ってはいけないという意味のことで。しかし、厳密に言えば新聞の仕事に純粹客観なんてあり得ない。むしろ新聞の仕事は、取材の初めから編集の終わりまで、すべてこれ選択行為であり、きわめて高度の主観活動だといえる」（小林 1965 : 80）と述べた。ここで小林は「客観報道」を「事実報道、主観排除の実践」として捉えてはいるものの、実際には実践不可能であると認識している。

3-3 「客観報道」の定義

このように、用語としての「客観報道」は、1960年代から1970年代にかけてのジャーナリズム批判の状況において成立したということができよう。こうした経緯は、必然的に「客観報道」を批判研究の系譜の中で重要なテーマとした。そして「客観報道」は「報道する内容」ではなく「報道する主体」の客観に焦点を絞って捉えられることにより、その抽象的・理念的傾向が批判され、その結果「客観報道は本質的には不可能だ」とい

う言説の成立を促した。そして、その言説は、「客観報道」に関する議論をステレオタイプ化させ、研究は停滞した。

しかしながら、用語としての「客観報道」の成立は、対象として認知されることによって、結果としてそれが本来果たすべき役割と方向性に関する議論と研究を促した。

「客観報道」が用語として成立した時期、そこでの「客観報道」についての解釈を概観すると、複数の異なる視点が存在していることに気づかされる。それは、「主観を排して報道すること」(「報道する主体」が客観的であること)、「公正中立に報道すること」(「報道する主体」が不偏不党であること)、「事実をありのままに報道すること」(「報道する内容」が客観的であること)という3つの視点である。これらの視点は、現在に至るまで「客観報道」を語る際の基本的な視点となっている。

このように、用語としての成立時点で、「客観報道」は様々に解釈される可能性を持っていた。そして、こうした「客観」という言葉を媒介とした複数の解釈の存在については、ほとんど議論されなかった。そうした状況は現在も続いている⁶⁾。すなわち、用語としての「客観報道」の成立時の状況は、その後の「客観報道」についての議論が不毛となることを既に暗示していたといえるだろう。

4. おわりに

「客観報道」もしくはそれに類する言及のすべてを検討の対象とすることは不可能である。本稿においても可能な限り当時の文献や論考にあたったが、そのすべてを分析したとはいえない。よってこれらの言説の傾向から、1960年代から1970年代にかけて用語としての「客観報道」は成立したと考察する次第である。

1960年代から1970年代、それはジャーナリズムによる権力批判がピークに到達した時期であった。ベトナム戦争に対する、とくにアメリカ・

ジャーナリズムの活動は、まさにジャーナリズムの理想を体現するが如きものであった。そして、その際に注目されたニュー・ジャーナリズムをはじめとする新しい報道手法は、それまでのジャーナリズムがいかに権力寄りであったかを示唆した。その結果、従来のジャーナリズム、すなわち「客観報道」を理念とするジャーナリズムに対する批判が生まれたのである。そして、「客観報道」はジャーナリズム批判のもっとも重要なキーワードとして論じられるに至った。

しかしながら、こうした「客観報道」批判の多くは、その代わりとなる報道手法としてどのような報道手法が求められるのかという視点を欠いていた。ニュー・ジャーナリズムをはじめとする新しい報道手法がジャーナリズム精神を体現する取材方法であるにせよ、マス・メディアとしてのジャーナリズムにとっては不適であることはいままでもない。

そして、日本のジャーナリズム研究者の多くが、マス・メディアたる大新聞の記者出身であるという事実は、こうした問題に対する暗黙の了解を含んでいる。彼らは理念としての「客観報道」の不可能性を十分に知っている。それ故に、彼らは「客観報道」をジャーナリズム批判のキーワードとして用いて、「客観報道は不可能だ」と主張する。しかし同時に、ジャーナリストもしくはジャーナリズム組織・業界が問題を起こしたとき、口を揃えて「客観報道を遵守しなくてはならない」とも主張する。こうしたジャーナリズム批判を中心としたジャーナリズム研究は、常に送り手の側を向いており、受け手は無視されている。

また、このとき「客観報道」は2つの視点から語られている。1つは「報道する主体」が客観的であることは不可能であるという視点である。そしてもう1つは「報道する内容」が客観的であることは可能であるという視点である。この矛盾した視点は、そのまま「客観報道」に対する議論の不毛にもつながっている。

1970年代以降、ジャーナリズム批判用語としての「客観報道」は様々な場所で用いられるようになり、一般にも通用する用語となった。そして多

くの場合、本稿の冒頭で述べたような定義で用いられている。しかし、既に受け手である人びとはこうした「客観報道」をめぐる議論の不明瞭さを認識しているようにも思われる。理想と現実の狭間を言説のトリックでジャーナリズム研究者が右往左往しているうちに、受け手である人びとは既に実感で研究者の視点を超えてしまっているのかも知れない。

(受理日：2002年9月24日)

註

- 1) ここで「報道する内容」とは、記事やニュースそのもののことをさしている。また、「欧米的なジャーナリズムの理念」については、「アメリカ的なジャーナリズムの理念」が中心ではあるものの、浅野健一をはじめとして北欧のジャーナリズムの理念を「客観報道」の理念に導入しようとする動きもある。また、ここであげた4つの視点はあくまで限定的なものであり、実際にはこれら4つの視点が同時に、または混同されて用いられている。
- 2) 桐生悠々の『他山の石』、矢内原忠夫の『嘉信』など。しかし、こうしたミニコミについては、当時者自身が少数数発行による影響力の少なさが存続の理由であると主張していた。そして警察も、その理由を認めていたとされる(山本 1969 : 68-69)。
- 3) 例えば、宮居康太郎『日本新聞会の解説』(1942年、情報新聞社)には次のような一節がみられる。「ああ今ぞ世紀の脚光浴びた日本新聞会こそ、待望久しき私設新聞省である。個々の力では最早や如何ともなし難い超非常時業界をギュッと索引して活を入れ、個人主義、自由主義的な旧秩序の根源を断ち、そして、全体を愛し国家を最優先する体制に帰一するのである」。
- 4) 例えば、本多喜久夫の著書『デマ』(1943年、愛亞書房)では次のような一節がみられる。「一億人の精神が国体の精神なのだ。国体を信じることは、自己の精神を信じることだ。父祖の血を信じることだ。ひいては己の血を信じることだ。そしてこれが皇神の道にそのまま通ずることだ。この道こそ『みたまわれ』たる、われわれの生命の原理であり、この道に生きることが悠久につながる日本の『己』の生き方なのだ。これは知ることではない、信じることだ」。山本明はこうした主張を「神がかりジャーナリズム論」とよんで揶揄している(山本 1969 : 69)。
- 5) 「倫理規範」は、1922年に全米新聞編集者協会によって定められた。因みに、全米新聞編集者協会が設立されたのは1912年のことである。そして1975

年、この「ジャーナリズムの規範」の内容を一部改訂して、その名前を「全米新聞編集者協会原理表明」に改めた。アメリカのジャーナリズムにおけるその他の倫理規定としては、1926年に職業ジャーナリスト協会（SPJ=Society of Professional Journalists, 1909年設立）が全米新聞編集者協会の「倫理規範」をそのまま借用して倫理規定とした「職業ジャーナリスト協会倫理綱領」がある。この倫理綱領は、その後さらに1984年、1987年、1996年に修正が加えられている。

- 6) 「客観報道」の定義における複数の解釈の存在に注目した数少ない研究としては、中正樹「客観報道の定義に関する多様性の検討—定義モデル化の試みから—」（2000年、『年報社会学論集』第13号：109-121）がある。

参考資料

- 天野勝文 1993「ジャーナリズムの倫理—実践すべき3つの課題」『マス・コミュニケーション研究』第43号：3-5.
- 新井直之 1972『新聞戦後史』栗田出版会.
- 浅野健一 1988「まだ『客観報道』が足りない」『言語生活』No. 434：30-41.
——— 1993『客観報道』筑摩書房.
- 江藤文夫 1988「報道における〈主観の介入〉について—報道主体の成立に関する一私論として」荒瀬豊・高木教典・春原昭彦編『自由・歴史・メディア マスコミュニケーション研究の課題』日本評論社：257-274.
——— 1993「報道の主体または報道のことばについて」『マス・コミュニケーション研究』第42号：3-13.
- 原寿雄 1986「『客観報道』を問い直す—その弊害と主観性復活の危険」『新聞研究』No. 423：33-38.
——— 1994『ジャーナリズムは変わる』晩聲社.
——— 1997『ジャーナリズムの思想』岩波書店.
- 長谷川如是閑 1929「現代の新聞と新聞記者」『改造』第11巻3号（長谷川如是閑 1990『長谷川如是閑集』第6巻岩波書店：75-82.）
- 林三郎 1978『新聞とは何か』PHP研究所.
- 広瀬英彦・本田靖春・原寿雄・岩見隆夫・樋口正紀 1987「座談会『客観報道』の問題点は何か」『新聞研究』No. 431：10-23.
- 藤田博司 1987「まず情報源明示の努力を」『新聞研究』No. 429：10-15.
——— 1991『アメリカのジャーナリズム』岩波書店.
——— 1999「情報源明示の努力が足りない—日本の新聞の『情報源の扱い』に

- 関する数量的研究から』『新聞研究』No. 571: 31-36.
- 藤田真文 1995「ニュース・テキストにおける客観性とモダニティ」『常磐大学人間科学部紀要人間科学』第13巻第1号: 35-49.
- 藤竹咲 1988「報道における客観性の落とし穴」『言語生活』No. 434: 22-29.
- 石村善治編 1971『問われた報道の自由』法律文化社.
- 伊大知昭嗣 1981『報道論入門』教育史料出版会.
- 伊藤正徳 1943『新聞五十年史』鱗書房.
- 伊藤高史 1998「客観報道研究の過去・現在・未来～客観報道をめぐる議論のレビューと今後の研究の展望について」日本マス・コミュニケーション学会 1998年秋季研究発表会ワークショップ.
- 1999「日本のジャーナリズムと客観報道—客観報道を巡る議論のレビューと客観報道主義の再評価について」鶴木真編『客観報道』成文堂: 32-66.
- 金子喜三 1976『新聞学研究』芦書房.
- 加藤秀俊・前田愛 1980『明治メディア考』中央公論社.
- 小林弘忠 1965「マス・メディアの中立性」『新聞学研究』第14号.
- 1996「客観と主観のはざま—行動報道の条件」『武蔵野女子大大学紀要』第31号: 207-217.
- 後藤充 1984「紙面内容からみた新聞の特質」天野勝文・松岡由綺雄・村上孝止編『現場から見たマスコミ学 新聞・テレビ・出版の構造』学文社: 34-48.
- 小山栄三 1955『新聞学入門』同文館.
- 1969『新聞学原理<学習版>』同文館.
- 毎日新聞社編 1954『新聞』毎日新聞社.
- 門奈直樹・井上輝子・林利隆 1990「ジャーナリズム論 80年代議論の方向と広がり」『新聞学評論』第39号: 5-32.
- 村上直之 1995『近代ジャーナリズムの誕生』岩波書店.
- 中正樹 2000「客観報道の定義に関する多様性の検討—定義モデル化の試みから—」『年報社会学論集』第13号: 109-121.
- 日本新聞連盟 1979『新聞大観』日本新聞連盟.
- 岡満男 1969『改訂 近代日本新聞小史』ミネルヴァ書房.
- 小野秀雄 1947『新聞原論』東京堂.
- 小田原敦 1987「密着すれど癒着せず」『新聞研究』No. 435: 46-50.
- サンケイ・マーケティング編 1977『現代新聞記者気質』サンケイ・マーケティング.
- 島崎憲一 1968『現代新聞の原理』弘文堂.
- 清水幾太郎 1949『ジャーナリズム』岩波文庫.
- 杉村楚人冠 1915=1970『最近新聞紙学<付>本所から』同文館.

- 杉山光信 1989『学問とジャーナリズムの間—八〇年代イデオロギー批判—』みすず書房.
- 鈴木秀三郎 1987『新版 本邦新聞の起源』ペリかん社.
- 高橋正則 1992「自由な新聞の報道原理 客観報道と主観報道の問題」『駒沢大学法學部研究紀要』第39・40合併号:1-28.
- 玉木明 1992『言語としてのニュー・ジャーナリズム』學藝書房.
- 1996a「変わり始めた日本の新聞」『総合ジャーナリズム研究』156号:18-23.
- 1996b『ニュース報道の言語論』洋泉社.
- 千葉雄次郎 1972『知る権利—現代の新聞自由—』東京大学出版会.
- 土屋清 1949『新聞』アテネ文庫.
- 内川芳美 1967『新聞史話』社会思想社.
- 内川良美・新井直之編 1983『日本のジャーナリズム』有斐閣選書.
- 門奈直樹 1990「政治ジャーナリズム批判の展開過程」『新聞学評論』第39号:6-13.
- 門奈直樹 1993「客観報道主義」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』:267.
- 山本明 1969「日本ジャーナリズム論史の一デッサン」『新聞学評論』第18号:61-69.